

# 農村地域IT化推進支援事業(新規)

## 1. 趣 旨

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」においては、近年発達がめざましい情報通信技術が農村において十分に活用されるよう、情報通信基盤の整備を推進することとされているところである。
- (2) また、平成18年1月19日に「IT新改革戦略」がIT戦略本部で策定され、全国でブロードバンド・サービスを利用可能とし、デジタル・ディバイドのないIT社会の実現を目指すため、民主導を原則としつつ、国による必要な支援策を講ずることとされたところであり、2010年までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目標に掲げている。
- (3) 農村地域におけるITの活用は、農産物のブランド化や都市との交流等による地域活性化を図る上で極めて効果的なツールであり、農林水産省としても、農村地域におけるIT化の整備を早急に進める必要がある。
- (4) このため、情報通信基盤の整備を予定している地域において、効果的で効率的な情報通信基盤整備に向けた計画策定及び情報化に対する地元住民の意向把握や情報通信基盤を活用するための体制づくりに必要な経費を支援することにより、農村地域の持ち味を生かした農村地域の活性化を推進する。

## 2. 事業内容

情報通信基盤の整備が遅れている農村地域において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により情報通信基盤の整備を予定している地域で、情報通信基盤の整備に向けた調査、検討、組織体制づくりを実施し、効果的かつ効率的な情報通信基盤の整備に向けた構想策定を行う。

## 3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：地域協議会
- (2) 補助率：定額
- (3) 事業実施期間：平成19年度～平成21年度

## 4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

20,000 ( - )千円

(担当課室：農村振興局 地域整備課総合整備事業推進室)